

第2部第6章第4節「賃貸借の存続期間」

【表】土地賃借権・借地権の存続期間

	上限	下限
民法	50年（604条1項）	なし
借地借家法	なし	30年（3条本文）*

*建物の滅失・再築の場合の例外あり（借地借家法7条）。